

鹿屋市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第4条第1号中「対象教育訓練」を「当該受給資格者が対象教育訓練」に改め、「本人が」を削り、同条第2号中「できない受給資格者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同条ただし書中「20万円」を「40万円」に、「80万円」を「160万円」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「差し引いた額」の次に「（その額が12,000円を超えないときは支給しない。）」を加え、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。） 当該受給資格者が支払った教育訓練経費の額の85パーセントに相当する額。ただし、その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が12,000円を超えないときは支給しない。

第5条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同条第4項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第6条第1項中「自立支援教育訓練給付金支給申請書（別記第4号様式。以下「支給申請書」という。）を」を削り、「以内に」の次に「、自立支援教育訓練給付金支給申請書（別記第3号様式。以下「支給申請書」という。）を」を加え、同条第2項中「専門実践教育訓練給付金」を「特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金」に改め、同条第4項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第5項中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(訓練給付金追加支給手続)

第7条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者(以下「追加支給申請者」という。)は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に、自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(別記第6号様式。以下「支給申請書(追加支給用)」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる追加支給申請者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 支給申請書(追加支給用)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (3) 教育訓練施設の長が、教育訓練経費について発行した領収書
- (4) 教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
- (5) 資格の取得をしたことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、支給申請書(追加支給用)を受理したときは、当該申請が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、自立支援教育訓練給付金決定通知書(追加支給用)(別記第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。

5 前項の規定により、支給決定の通知を受けた追加支給申請者は、自立支援教育訓練給付金請求書(追加支給用)(別記第8号様式)を市長に提出するものとする。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所  
氏名

次の教育訓練を受講したいので、鹿屋市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第5条第1項の規定により対象講座の指定を申請します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	個人番号		
②住所	(〒 ) 鹿屋市	電話番号	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 から 年 月 日まで (受講開始日)		
⑥所要費用（見込み）	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある・ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない		
⑨母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることを証明	上記申請者は、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることを証明する。 (担当者) 印		
備考			

注1 給付金の支給対象は、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（申請者の希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。

2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の60パーセントに相当する額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じて得た額で、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（見込み）については、教育訓練施設に内容の確認を行い通知します。

4 所要費用の額は、見込みの額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき、支給金額を算定することとなります。

5 受講対象講座の指定後に、指定教育訓練の受講をとりやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。

6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要になります。

7 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることの証明欄は、担当者が確認の上、記名押印します。

第2号様式（第5条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ _____	生年月日	年 月 日
②住所	(〒 鹿屋市	電話番号	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 から 年 月 日まで (受講開始日)		
⑥所要費用（見込み）	入学料 円、受講料 円 合計 円		
備考			

先にあなたから提出のありました、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書について、上記のとおり講座を指定したので通知します。

年 月 日

鹿屋市長 印

- 注1 給付金の支給対象は、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（申請者の希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の60パーセントに相当する額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額で、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用の額は、見込みの金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき、支給金額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後に、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を添付して支給申請を行うことが必要になります。

第3号様式（第6条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所  
氏 名

鹿屋市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第6条第1項の規定により給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日	
②住 所	(〒 )	電話番号		
	鹿屋市			
③教育訓練施設の名称				
④教育訓練講座の名称				
⑤教育訓練の期間	年 月 日 から 年 月 日まで (受講開始日)			
⑥所要費用（見込み）	入学金 円、受講料 円 合計 _____ 円			
⑦母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることの証明	上記申請者は、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることを証明する。 (担当者) 印			
備考				

注1 支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。

2 所要費用の額は、見込みの金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき、支給金額を算定することとなります。

3 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることの証明欄は、担当者が確認の上、記名押印します。

別記第4号様式を削り、別記第5号様式を別記第4号様式とし、別記第6号様式を別記第5号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

第6号様式（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所  
氏 名

鹿屋市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第1項の規定により給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏 名	フリガナ .....	生年月日	年 月 日
②住 所	(〒 ) 鹿屋市	電話番号	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 から 年 月 日まで (受講開始日)		
⑥資格取得年月日	年 月 日	取得資格名称	
⑦就職等年月日	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名		
⑧所要費用（見込み）	入学金 円、受講料 円 合計 円		
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	円
⑪母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることの証明	上記申請者は、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることを証明する。 (担当者) 印		
備考			

- 注1 支給申請期間は、受講終了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 4 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であることの証明欄は、担当者が確認の上、記名押印します。

第7号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

自立支援教育訓練給付金決定通知書（追加支給用）

年 月 日付けで申請のありました、鹿屋市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に係る給付金の支給については、下記のとおり決定しましたので、鹿屋市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第4項の規定により通知します。

記

支 給	する	・	しない
支給決定金額	金		円

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第8号様式（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金請求書（追加支給用）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

氏 名

印

鹿屋市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第4項の規定により次の金額を請求します。

金 円

（振込先）

金融機関名

支 店 名

口座の種類

口座番号

（フリガナ）

口座名義人

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。